

研究紀要『都市政策研究』第27号 投稿論文募集

福岡市の外郭団体(政策シンクタンク)である(公財)福岡アジア都市研究所では、都市政策に関連する研究成果をまとめた投稿論文を募集しています。

採用された論文は、2026年3月発行予定の研究紀要『都市政策研究』第27号に掲載されます。論文の投稿をお待ちしています。奮ってご応募ください。

- 投稿資格 大学・企業・研究所等に所属する研究者等、福岡市職員、当研究所の賛助会員。
(複数名での共同執筆も可)
- 投稿規定 (1)本人による論文で、日本語で書いたもの(Word形式での作成)に限ります。
(2)投稿は1人(または1グループ)につき1本とします。
(3)原則未発表の論文で、本文・図表・写真等を含め、全体で計12ページ以内(15,000字程度)とします。また、「英文サマリー」の提出が必要です。
- 提出方法 (1)投稿を希望される場合は、2025年7月31日までに、必ずご連絡ください。
(2)別途定める「執筆要領」の形態・詳細に従ってください(※上記(1)のご連絡時に、「執筆要領(Word形式)」をE-mailでお送りします)。
従わない場合、投稿を受け付けないこともあります。
(3)下記E-mail宛の送信、又は記録した電子媒体(CD-R等)の郵送での投稿のみ、受け付けます。
- 提出期限 研究論文(=査読を要する論文)は、2025年9月30日必着とします。
研究報告(=査読を要しない論文)は、2025年10月31日必着とします。
- 結果発表 編集委員会の審査の後、2025年11月30日を目途に、結果を個別にご連絡します。
- 取り扱い (1)採用された論文は、2026年3月発行予定の『都市政策研究』第27号に掲載されます。
(2)投稿費用(掲載料)負担は無料です(原稿の送付等に係る費用は投稿者の負担とします)。
採用された場合は、「著作権利用料」として別途定める対価(3万円)をお支払いします。
(3)投稿に際し連絡いただいた個人情報は、本紀要発行に関する事務にのみ使用します。
※「投稿指針(裏面)」に、その他の条件等を記載していますので、必ずよくお読みください。

[お問い合わせ 及び 投稿のお申し出先]

公益財団法人 福岡アジア都市研究所

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-8-1 博多区役所10階

Mail: toshiseisaku@urc.or.jp



これまでに発行した『都市政策研究』のPDFをURCのWEBサイトに掲載しています。
<https://urc.or.jp/report/bulletin/>

研究紀要(「都市政策研究」)研究論文投稿指針《外部投稿要領》

1. 投稿資格

大学・企業・研究所等に所属する研究者等、福岡市職員、当研究所の賛助会員。

ただし、編集委員会が認める場合にはこの限りではない。

2. 論文内容

都市政策に関連する研究成果をまとめたものとし、特に福岡市の都市政策に対する何らかの提言的な内容を含むこと。

内容は新規性または有用性のあるものでなければならない。また、原則として未発表のものに限る。

3. 投稿原稿

(1)原稿の言語は日本語に限る。本文・図表・写真等を含め、全体で計12ページ以内(15,000字程度)とする。

また、「英文サマリー」も提出を必要とする。

(2)投稿論文の形態および執筆に関する詳細は、執筆要領(別紙)に従うこと。従わない場合、投稿を受け付けないこともある。

4. 投稿期日

研究論文(=査読を要する論文)は9月30日、研究報告(=査読を要しない論文)は10月31日をそれぞれ投稿期限とする。

なお、投稿は随時受け付けるが、投稿時期により次年度に発行する「都市政策研究」への掲載となることがある。

5. 発行期日

2026年3月末頃に発行する。

6. 審査

提出された論文は、編集委員会による審査(投稿者が希望する場合、査読委員による査読も)を経た上で、採否を決定する。

また、編集委員および査読委員による審査においては、執筆者に原稿の修正を求めることがある。採否の判定基準は以下のとおりとする。

1. 内容が都市政策研究に(広い意味で)ふさわしいか
2. 研究目的が明確で、その結論が得られているか
3. 主たる部分に、新規性または独創性が認められるか
4. 普遍性があるか。あるいは他の都市にも参考になるか
5. イデオロギー的、非常識的、過度の宣伝になっていないか
6. 論文としての体裁が整っているか。本質的誤りはないか

7. 費用

執筆者の掲載料負担は、原則として無料とする。

なお、URCは執筆者へ著作権利用料として金員を支払うことができる。その場合の詳細は、著作権譲渡契約書で別途定めるものとする。

8. 著作権

著作権譲渡契約書に基づき、執筆者は投稿論文に関する全ての著作権(著作権法第27条、同28条に定める権利を含む)をURCへ譲渡するものとする。ただし、URCは執筆者に対し、提出された論文の複写権・使用权を妨げない。

9. 提出方法

執筆要領に従って作成した投稿論文(Word形式)を、下記の編集委員会宛、E-mailまたは電子媒体に記録した形で期日までに提出する。

(公財)福岡アジア都市研究所 研究紀要 編集委員会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-8-1 博多区役所10階 Mail: toshiseisaku@urc.or.jp

2025年版(2025.4)